南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、区・地域団体が地域における街頭での高齢者、子ども等の見守り、犯罪の抑止等を目的として防犯カメラを設置するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、南丹市補助金等の交付に関する規則（平成 18 年南丹市規則第 64 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　防犯カメラ　犯罪の抑止等のため、地域における防犯活動のために設置する常設の撮影装置で、録画装置、画像表示装置その他必要な関連機器で構成されるものをいう。

(2)　行政区　南丹市区設置規則(平成 18 年南丹市規則第 6 号)別表に規定された区をいう。

(3)　地域団体　複数の行政区で構成され、地域づくりの幅広い分野において、地域に根ざした活動を行う団体であって、次に掲げる要件の全てに該当すると市長が認めるものをいう。

ア　事業を行う地域の事情に精通し、構成範囲の行政区の合意形成が図れる体制が整備されていること。

イ　事業を適正かつ効率的に行うため、団体の代表者、構成員及び事務局の役割並びに意思決定、事務処理、会計処理の方法等が規約等で定められていること。

ウ　団体の運営に当たって、一つの事務手続につき複数の者が関与する等、当該事務手続に係る不正を未然に防止する体制が整備されていること。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、次の掲げる要件に該当する行政区又は地域団体（以下「行政区等」という。）とする。

(1)　南丹市暴力団排除条例(平成 23 年南丹市条例第 26 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等と密接な関係にある者が行政区等の役員等でないこと。

(2)　第5条第1項に規定する防犯カメラの設置に要する経費について、他の補助金等により補助を受けようとしておらず、又は受けていないこと。

(防犯カメラの要件)

第4条　補助金の対象となる防犯カメラの要件は、次に掲げるとおりとする。

(1)　第7条に規定する補助金の交付申請日(以下「申請日」という。)において、設置されていないこと。

(2)　申請日の属する年度の3月31日までに、市内に設置されること。

(3)　道路、公園その他不特定多数の者が利用する場所を中心に撮影すること(撮影範囲の概ね3分の2以上)。

(4)　防犯カメラの設置を示すプレート等の表示をすること。

(補助対象経費)

第5条　補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、防犯カメラの設置に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

(1)　カメラ、録画装置、中継器その他の防犯カメラを構成する機器の購入及び設置に要する経費

(2)　通信ケーブル、電源及び設置を示すプレート等の表示その他の防犯カメラ設置に必要な工事に要する経費

(補助金の額)

第6条　補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1行政区等につき、1年度当たり10万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条　補助金の交付を受けようとする行政区等(以下「申請者」という。)は、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に揚げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　防犯カメラ設置予定場所の位置図

(2)　防犯カメラ設置予定場所の現況写真

(3)　補助対象経費の額を確認できる書類(見積書、カタログ等)

(4)　防犯カメラ設置予定場所の所有者の同意書(写し)

(5)　道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可に係る事前協議資料(写し)

(6)　その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第８条　市長は、前条の規定よる申請があったときは、その内容を審査の上、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（事業の変更等）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)は、事業を変更し、又は中止しようとするときは、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書（様式第３号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る内容を審査の上、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金変更承認（不承認）決定通知書（様式第４号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条　交付決定者は、防犯カメラの設置が完了したときは、速やかに南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金実績報告書（様式第５号）に次に掲げる書類等を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）　防犯カメラの購入及び設置に係る領収書の写し

（2）　防犯カメラの設置後の現況写真（カメラ、録画装置、プレート等）

（3）　防犯カメラで撮影された画像

（4）　防犯カメラ映像に映り込む家屋等の所有者の承諾書（写し）

（5）　道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可証(写し)

（6）　防犯カメラ管理運用規程

（7）　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類等の審査及び現地調査等を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金確定通知書（様式第６号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　前条に規定する補助金の額の確定の通知を受けた交付決定者は、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付請求書（様式第７号）により、

市長に補助金の請求をするものとする。

2　市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（防犯カメラの管理等）

第13条　行政区等は、防犯カメラの設置を完了した日から起算して5年間、当該防犯カメラを適切に管理しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2　防犯カメラの維持管理に要する経費は、行政区等の負担とする。

（交付決定の取消し）

第14条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

(1)　この要綱の規定に違反したとき。

(2)　補助金を目的外に使用したとき、不当に使用したとき、又は使用しなかったとき。

（補助金の返還）

第15条　市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

（委任）

第16条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

南丹市長　　様

行政区等名
代 表 者 名　　印

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金の交付を申請します。

記

１　交付申請額　金　　円

２　添 付 書 類

(1)　防犯カメラ設置予定場所の位置図
(2)　防犯カメラ設置予定場所の現況写真
(3)　補助対象経費の額を確認できる書類(見積書、カタログ等)
(4)　防犯カメラ設置予定場所の所有者の同意書(写し)
(5)　道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可に係る事前協議資料（写し）
(6)　その他市長が必要と認める書類

（別紙）

年　　月　　日

行政区等名
代 表 者 名　　様

防犯カメラ設置予定場所の所有者
住　所
氏　名　　印
（自署の場合は、押印不要）

同　　意　　書

が防犯カメラを私の所有する土地（家屋）に設置することに同意します。

様式第２号（第８条関係）

第　　号
年　月　日

様

南丹市長

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金について、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり決定したので、通知します。

記

交付の可否

□　交付

交付決定額　金　　円

□　不交付

（理由）

様式第３号(第９条関係)

年　　月　　日

南丹市長　　様

行政区等名
代 表 者 名　　印

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号により交付決定を受けました南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金について、次のとおりその内容を変更(中止)したいので、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第９条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更内容

２　変更理由

３　変更前の交付決定額　　金　　円

４　変更後の交付申請額　　金　　円

様式第４号(第９条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

南丹市長

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金変更決定承認（不承認）通知書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を行った南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金については、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第９条第２項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更の可否

□承認

当初交付決定額　　金　　円

変更後交付決定額　　金　　円

□不承認

（理由）

様式第５号(第10条関係)

年　　月　　日

南丹市長　　様

行政区等名
代 表 者 名　　印

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金について、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1　交付決定された補助金の額　　金　　円

2　添付書類

(1)　防犯カメラの設置に係る領収書の写し
(2)　防犯カメラの設置後の現況写真（カメラ、録画装置、プレート等）
(3)　撮影された画像
(4)　防犯カメラ映像に映り込む家屋等の所有者の承諾書（写し）
(5)　道路法その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可証(写し)
(6)　防犯カメラ管理運用規程
(7)　その他市長が必要と認める書類

（別紙）

年　　月　　日

行政区等名
代 表 者 名　　様

防犯カメラ映像に映り込む家屋等の所有者
住　所
氏　名　　印
（自署の場合は、押印不要）

承　　諾　　書

　　が設置する防犯カメラに私の所有する家屋が映り込むことを承諾します。

様式第6号(第11条関係)

第　　号
年　　月　　日

様

南丹市長

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

年　　月　　日付けで実績報告のありました南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金について、審査の結果、これを適当と認め、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の確定額　　金　　円

様式第７号(第12条関係)

年　　月　　日

南丹市長　　様

行政区等名
代 表 者 名　　印

南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定を受けた南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金について、南丹市地域防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第12条第１項の規定により下記のとおり請求します。

記

請求金額　　金　　円

なお、上記補助金は次の口座に振り込むようお願いします。

口座情報	金融機関名	銀行・農協・信用金庫・信用組合 (　　支店・支所・出張所)
	口 座 種 別	普通　・　当座
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義	